

新			旧		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 20	(略)	(略)	1 ～ 20	(略)	(略)
21	一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号。以下この項において「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この項において「施行令」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、譲渡及び譲受に関する事務(貯蔵にあつては、一の市町村の区域内にのみ火薬庫を設置する者に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの1～33 (略)	川越市、 <u>越谷市</u> 、戸田市、川島町	21	一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号。以下この項において「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下この項において「施行令」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項において「施行規則」という。)に基づく火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、譲渡及び譲受に関する事務(貯蔵にあつては、一の市町村の区域内にのみ火薬庫を設置する者に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの1～33 (略)	川越市、戸田市、川島町
	二 法及び施行規則に基づく火薬及び火工品(工業雷管、電気雷管、信号雷管、導火管付き雷管、導爆線、導火線、電気導火線、導火管及び制御発破用コードを除く。以下この号において「火薬等」という。)に関する事務のうち、次に掲げるもの1～22 (略)	<u>各市町村(前号の市町村の欄に掲げる市町村及びさいたま市を除く。)</u>		二 法及び施行規則に基づく火薬及び火工品(工業雷管、電気雷管、信号雷管、導火管付き雷管、導爆線、導火線、電気導火線、導火管及び制御発破用コードを除く。以下この号において「火薬等」という。)に関する事務のうち、次に掲げるもの1～22 (略)	<u>川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市</u>

新				旧			
						<u>市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、各町村</u>	
22	<p>日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>川越市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山</p>		22	<p>日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>川越市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山</p>	

新			旧		
		市、鴻巣 市、上尾 市、戸田 市、入間 市、朝霞 市、志木 市、和光 市、新座 市、久喜 市、北本 市、八潮 市、 <u>富士見</u> <u>市</u> 、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、ふじみ 野市、白岡 市、伊奈 町、三芳 町、滑川 町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、横瀬 町、皆野 町、長瀬			市、鴻巣 市、上尾 市、戸田 市、入間 市、朝霞 市、志木 市、和光 市、新座 市、久喜 市、北本 市、八潮 市、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、ふじみ 野市、白岡 市、伊奈 町、三芳 町、滑川 町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、横瀬 町、皆野 町、長瀬 町、小鹿野

新			旧		
		町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、松伏町			町、美里町、神川町、上里町、松伏町
23 ～ 49	(略)	(略)	23 ～ 49	(略)	(略)
50	一 (略)	(略)	50	一 (略)	(略)
	二 法に基づく事務のうち、法第四条第三項の規定による公表	伊奈町、三芳町、滑川町、小川町、 <u>川島町</u> 、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町		二 法に基づく事務のうち、法第四条第三項の規定による公表	伊奈町、三芳町、滑川町、小川町、吉見町、鳩山町、東秩父村、神川町、上里町
51	一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は同法第五十四条の二第一項の地域密着型介護予防サービス費に係る事業又は施設に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	熊谷市、行田市、 <u>秩父市</u> 、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、戸田市、朝霞	51	一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は同法第五十四条の二第一項の地域密着型介護予防サービス費に係る事業又は施設に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	熊谷市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、戸田市、朝霞市、志木

新			旧		
		市、志木市、久喜市、富士見市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、 <u>美里町</u> 、 <u>神川町</u> 、 <u>上里町</u>			市、久喜市、富士見市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市
	二 法に基づく事務(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業又は同号ロの第一号通所事業に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	<u>秩父市</u> 、 <u>加須市</u> 、本庄市、羽生市、朝霞市、志木市、富士見市、吉川市、 <u>美里町</u> 、 <u>神川町</u> 、 <u>上里町</u>		二 法に基づく事務(介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業又は同号ロの第一号通所事業に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理	<u>加須市</u> 、本庄市、羽生市、朝霞市、志木市、富士見市、吉川市
	三～六 (略)	(略)		三～六 (略)	(略)
52 ↳ 96	(略)	(略)		52 ↳ 96	(略)
97	一・二 (略)	(略)		97	一・二 (略)
	三 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。)に係る審査(所得の状況に係るものに限る。)	<u>各市町村(さいたま市を除く。)</u>		三 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。)に係る審査(所得の状況に係るものに限る。)	<u>川越市</u> 、 <u>熊谷市</u> 、 <u>川口市</u> 、 <u>行田市</u> 、 <u>秩父市</u> 、 <u>所沢市</u> 、 <u>飯能市</u> 、 <u>加須市</u>

新				旧			
							<u>市、東松山</u> <u>市、春日部</u> <u>市、狭山</u> <u>市、羽生</u> <u>市、鴻巣</u> <u>市、深谷</u> <u>市、上尾</u> <u>市、草加</u> <u>市、越谷</u> <u>市、蕨市、</u> <u>戸田市、入</u> <u>間市、朝霞</u> <u>市、志木</u> <u>市、和光</u> <u>市、新座</u> <u>市、桶川</u> <u>市、久喜</u> <u>市、北本</u> <u>市、八潮</u> <u>市、富士見</u> <u>市、三郷</u> <u>市、蓮田</u> <u>市、幸手</u> <u>市、鶴ヶ島</u> <u>市、日高</u> <u>市、吉川</u> <u>市、ふじみ</u> <u>野市、白岡</u> <u>市、伊奈</u> <u>町、三芳</u> <u>町、毛呂山</u> <u>町、越生</u> <u>町、滑川</u>

新				旧			
						<u>町、嵐山</u> <u>町、小川</u> <u>町、川島</u> <u>町、吉見</u> <u>町、鳩山</u> <u>町、ときが</u> <u>わ町、横瀬</u> <u>町、皆野</u> <u>町、長瀬</u> <u>町、小鹿野</u> <u>町、東秩父</u> <u>村、美里</u> <u>町、神川</u> <u>町、上里</u> <u>町、宮代</u> <u>町、杉戸</u> <u>町、松伏町</u>	
98 ～ 100	(略)	(略)		98 ～ 100	(略)	(略)	
101	食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条の規定により知事が行うこととされているものを除く。）のうち、次に掲げるもの1～6（略）	川越市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、戸田		101	食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条の規定により知事が行うこととされているものを除く。）のうち、次に掲げるもの1～6（略）	川越市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、戸田	

新				旧			
			市、入間 市、朝霞 市、志木 市、和光 市、新座 市、久喜 市、北本 市、八潮 市、 <u>富士見</u> <u>市</u> 、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、ふじみ 野市、白岡 市、伊奈 町、三芳 町、滑川 町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、横瀬 町、皆野 町、長瀬 町、小鹿野 町、美里 町、神川				市、入間 市、朝霞 市、志木 市、和光 市、新座 市、久喜 市、北本 市、八潮 市、三郷 市、蓮田 市、坂戸 市、幸手 市、鶴ヶ島 市、日高 市、吉川 市、ふじみ 野市、白岡 市、伊奈 町、三芳 町、滑川 町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、横瀬 町、皆野 町、長瀬 町、小鹿野 町、美里 町、神川 町、上里

新			旧		
		町、上里町、松伏町			町、松伏町
102	(略)	(略)	102	(略)	(略)
103	<p>埼玉県自家用水道条例(昭和三十二年埼玉県条例第二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>さいたま市、川越市、川口市、<u>行田市</u>、秩父市、所沢市、加須市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川</p>	103	<p>埼玉県自家用水道条例(昭和三十二年埼玉県条例第二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、加須市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、伊奈町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島</p>

新			旧		
		町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、皆野 町、小鹿野 町、東秩父 村、上里町			町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、皆野 町、小鹿野 町、東秩父 村、上里町
104 ∪ 116	(略)	(略)	104 ∪ 116	(略)	(略)